

第 58 号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「とあり、第2項」を「とあり、並びに第2項及び前項」に、「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」」を削る。

第15条第1項中「定める者」の次に「(第15条の3第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

(介護についての申出があった場合における措置等)

第15条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る申告、請求又は申出が円

滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による請求を行おうとする職員は、この条例の施行の前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。